

# 平成 24 年 11 月 1 日より、建設業許可・更新等申請時に健康保険等の加入状況を記載した書面の提出が必要となります！

**建設業の社会保険未加入対策の一環として、平成 24 年 5 月 1 日建設業法施行規則について所要の改正が行われました。これを受け、平成 24 年 11 月 1 日から次のとおり新たな取り組みがスタートいたします。**

## ・目的

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じています。

このため、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図ることを目的としています。

## ・様式の変更について

平成 24 年 11 月 1 日より、下記のとおり建設業の許可申請に係る様式の一部が改正されます。

- 従前の別記様式第 20 号の 3（主要取引金融機関名報告書面）が、別記様式第 20 号の 4 に変更されます
- 別記様式第 20 号の 3 が、「健康保険等の加入状況」を確認するための書面として新設されます。

## ・確認について

### 1. 確認対象建設業者と確認のタイミングについて

**平成 24 年 11 月 1 日以降**、新規許可、更新、許可換え新規、般・特新規、業種追加申請を行う全ての建設業者について、申請時に確認を行います。

なお、健康保険・厚生年金保険(以下「社会保険」という。)及び雇用保険の加入は、**建設業許可の要件ではありません。**

### 2. 確認に必要な書類

- 提出書類
  - ・保険の加入状況を記載した書面（様式第 20 号の 3）
- 提示書類（いずれも、申請時の直前のものであること）
  - (1) 社会保険の加入を証明する資料
    - ・保険料の納入に係る「領収証書」又は「納入証明書」の写し
  - (2) 雇用保険の加入を証明する資料
    - ・「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」の写し
    - ・保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

### 3. 保険加入義務のある営業所（適用事業所）について

社会保険法人の事業所（営業所）及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。

雇用保険については、労働者を1人でも雇用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。

#### ※支店等が小規模な営業所等であるため人事管理部門がある本店で全ての保険加入の手続きを行っている場合は（一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所を除く）・・・

この場合、当該小規模な営業所等について、様式の「保険加入の有無」の欄は全ての保険について「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記載します。

#### ※建設国保に加入している場合は・・・

法人の営業所又は個人経営で常時5人以上の労働者を使用する営業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、適用除外（「保険加入の有無」の「健康保険」の欄に3と記載）となります。

また、確認資料として保険料の納入に係る「領収証書」又は加入証明書を提示して下さい。

### 4. 未加入の場合について

- 保険未加入が判明した場合は、建設業者に対しては、書面による加入指導を実施します。
- 加入指導実施後、一定の期間内に加入状況の報告を求めます。
- 一定の期間経過後も未加入の建設業者について、保険担当部局へ情報提供する予定です

## ・問い合わせ先

### 1. 青森県知事許可

地区名	問い合わせ先	電話番号
東青地区	東青地域県民局地域整備部管理課	017-728-0200
中弘南黒地区	中南地域県民局地域整備部管理課	0172-32-0282
三八地区	三八地域県民局地域整備部管理課	0178-27-5151
西北五地区	西北地域県民局地域整備部管理課	0173-35-2105
上十三地区	上北地域県民局地域整備部管理課	0176-23-4311
下北地区	下北地域県民局地域整備部管理課	0175-22-1231

### 2. 国土交通大臣許可

許可区分	問い合わせ先	電話番号
大臣許可	青森県庁（南棟6階） 監理課建設業振興グループ	017-734-9640

# 1 提出書類（様式第二十号の三）記載例

役員又は個人事業主を含め全ての人数を記載して下さい。（建設業以外に従事する者を含む）なお、兼業がある場合を除き、建設業許可申請書の「使用人数」と、一致した員数を記入してください。

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては健康保険組合名）を記載して下さい。

## 様式第二十号の三（第四条関係）

許可申請書の営業所一覧表（別紙2(1)）に記載した順に記載して下さい。

### 健康保険等の加入状況

（用紙A4）

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等		
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	
本店	20人 (5人)	1	1	1	〇〇健康保険組合		
〇〇営業所	10人 (0人)			1	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
					健康保険	本店一括	
					厚生年金保険	本店一括	
					健康保険	本店一括	
					厚生年金保険		
合計	30人 (5人)						

（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数記載して下さい。

一括適用の承認、継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載して下さい。

加入は1、未加入は2、適用が除外される場合は3を記載して下さい。  
 ※建設国保に加入している場合は適用除外となります。（3を記載）  
 ※一括適用の承認を受けた営業所については健康保険・厚生年金保険欄は記入不要です。

※ 支店等が小規模な営業所等であるため、人事管理部門がある本店で全ての保険加入手続を行っている場合（一括適用の承認、継続事業の一括の認可に係る営業所を除く）は、「保険加入の有無」及び「事業所整理番号等」欄は本店と同一の内容を記載して下さい。

#### 記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年 法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。



(2) 健康保険及び厚生年金保険の納入証明書

平成 年 月 日申請

社会保険料納入確認(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	印
電話番号	( )-( )-( )

2. 申請事由

--

3. 確認事由

項目	対象期間	未納の有無
健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金 (延滞金を含む)	平成 年 月分から平成 年 月分まで	有・無

管掌区分	1. 全国健康保険協会管掌健康保険 ・ 2. 組合管掌健康保険
------	---------------------------------

上記のとおり相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_年金事務所長 印



(5) 労働保険料納入通知書事業主控の例 (事務組合加入者)

組様式第7号(甲)

労働保険料納入通知書 (事業主控)

労働保険 番号	府県	市町村	基幹番号	枝番号
------------	----	-----	------	-----

住所 \_\_\_\_\_  
委託事業主の 氏名 \_\_\_\_\_ 様

金 \_\_\_\_\_ 万 千 百 十 円

上記金額を第 \_\_\_\_\_ 期分として平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに当事務組合に納入してください。  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

所在地 \_\_\_\_\_  
労働保険の事務組合の名称 \_\_\_\_\_ 記名押印は要る

算定方法

平成13年度確定			平成14年度概算			
賃金総額	料率	確定保険料	賃金総額	料率	概算保険料	
労災	千円 1.000	円	労災	千円 1.000	円	
特別加入	1.000		特別加入	1.000		
雇川	1.000		雇川	1.000		
合計		①	合計		⑤	
申告済概算保険料		②	区分	概算保険料額	各期納付額	
差引額	充当額	③(②-①)	期別納付額	全期	⑦(⑥÷3) 円 ⑧(⑤-③又は⑥+④) 円	
	還付額	④(②-①又は②-①-③)		第1期	⑧(⑥÷3)	円
	不足額	⑤(①-②)		第2期	⑧(⑥÷3)	円
			第3期	⑧(⑥÷3)	円	

(5) 雇用保険の納入に係る領収書の例 (事務組合加入者)

組様式第8号 労働保険料領収書

労働保険 番号	府 県 所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号

住所 \_\_\_\_\_  
委託事業主の 氏 名 \_\_\_\_\_ 殿

金			万	千	百	十	円
---	--	--	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

種 別	受 領 金 額	摘 要
確定保険料		
追 徴 金		
延 滞 金		
計		

領収年月日 平成 年 月 日  
労働保険事務組合の

名 称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_ 印  
記名押印又は署名  
代表者 \_\_\_\_\_ 印